

別府市上下水道局告示第11号

別府市水道事業及び公共下水道事業の徴収事務委託に関する規程（昭和43年別府市水道局管理規程第7号）第3条第2項の規定により、下記の者と別府市水道料金等徴収業務委託契約を締結したので告示する。

令和6年4月1日

別府市

別府市長 長野 恭



記

- 1 所在地 大分県大分市都町3丁目1-1 大分センタービル3階
- 2 商号又は名称 九州総合サービス(株)水道事業室 別府水道営業所
営業所長 石山 真吾
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間
- 4 委託内容 別府市水道料金等徴収業務委託
 - (1) 受付業務
 - (2) 検針業務
 - (3) 窓口収納業務
 - (4) 精算業務
 - (5) 滞納整理業務
 - (6) 給水停止業務
 - (7) その他上記に附帯する業務